

## 温暖化防止いわて県民会議 会則

### (名 称)

第1条 この会議は、温暖化防止いわて県民会議（以下「県民会議」という。）という。

### (目 的)

第2条 県民会議は、自然豊かな環境を守り、県民の生活基盤に影響を及ぼす極めて深刻な環境問題である地球温暖化の防止を図るため、構成団体相互の連携や協働により、温室効果ガスを可能な限り排出しない生活様式や事業活動への転換、気候変動の影響による被害の防止又は軽減に向けた取組を促進することを目的とする。

### (活 動)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 温室効果ガス排出量の削減や気候変動の影響による被害の防止又は軽減に向けた構成団体の特性に応じた取組の推進
- (2) 温室効果ガス排出量の削減や気候変動の影響による被害の防止又は軽減に向けた取組に関する情報共有や相互に連携した取組
- (3) その他県民会議の目的を達成するために必要な取組

### (組 織)

第4条 県民会議は、第2条の目的及び前条の活動に賛同する別表に掲げる機関・団体及び学識経験者を持って構成する。

- 2 県民会議の構成団体等は、必要に応じて追加、変更することができる。
- 3 県民会議の会議は、総会及び次に掲げる各部会とする。
  - (1) 事業者部会
  - (2) 家庭部会
- 4 部会の組織及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

### (役 員)

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
- 2 会長は、総会において選任する。
  - 3 副会長は、会長が指名する。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、部会長を兼務する。

### **(役員任期)**

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じたことにより就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

### **(総会)**

第8条 総会は、会長が必要に応じて招集し、県民会議が実施する活動について協議する。

2 総会においては、会長が議長となる。

3 会長は、必要に応じて、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### **(庶務)**

第9条 県民会議の庶務は、岩手県環境生活部環境生活企画室において処理する。

### **(補則)**

第10条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### **附則**

この会則は、平成21年 6月22日から施行する。

### **附則**

この会則は、平成23年 2月16日から施行する。

### **附則**

この会則は、令和元年 6月18日から施行する。

### **附則**

この会則は、令和5年 6月 5日から施行する。

### **附則**

この会則は、令和6年 6月 3日から施行する。

温暖化防止いわて県民会議 構成団体等一覧【101団体・機関】

令和6年6月3日現在

区分	No.	団体・機関名
◇ 事業者部会		
産業関係団体	1	岩手県農業協同組合中央会
	2	岩手県森林組合連合会
	3	岩手県漁業協同組合連合会
	4	岩手県商工会議所連合会
	5	岩手県商工会連合会
	6	岩手県中小企業団体中央会
	7	一般社団法人岩手県経済同友会
	8	一般社団法人岩手県経営者協会
	9	岩手県中小企業家同友会
	10	岩手県生活協同組合連合会
	11	一般社団法人岩手県建設産業団体連合会
	12	一般社団法人岩手県工業クラブ
	13	岩手県環境保全連絡協議会
	14	一般社団法人岩手県産業資源循環協会
	15	岩手県冷凍空調設備工業会
エネルギー関係団体	16	岩手県石油商業協同組合
	17	岩手県都市ガス協会
	18	東北電力株式会社岩手支店
運輸関係団体	19	一般社団法人日本自動車販売協会連合会岩手県支部
	20	公益社団法人岩手県バス協会
	21	公益社団法人岩手県トラック協会
	22	一般社団法人岩手県タクシー協会
	23	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社
	24	I G Rいわて銀河鉄道株式会社
	25	三陸鉄道株式会社
民生業務関係団体	26	岩手県電機商業組合
	27	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合
	28	日本チェーンストア協会東北支部
金融機関	29	岩手銀行
	30	東北銀行
	31	北日本銀行
	32	盛岡信用金庫
学識経験等	33	国立大学法人岩手大学
	34	公立大学法人岩手県立大学
	35	学校法人盛岡大学
	36	盛岡地方气象台

温暖化防止いわて県民会議 構成団体等一覧【101団体・機関】

令和6年6月3日現在

区 分	No.	団 体 ・ 機 関 名
◇ 家庭部会		
地域活動団体等	37	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会
	38	岩手県消費者団体連絡協議会
	39	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会
	40	岩手県公衆衛生組合連合会
	41	一般財団法人岩手県老人クラブ連合会
学校・教育団体等	42	岩手県小学校長会
	43	岩手県中学校長会
	44	岩手県高等学校長協会
	45	一般社団法人岩手県私学協会
	46	一般社団法人岩手県専修学校各種学校連合会
	47	一般社団法人岩手県PTA連合会
	48	岩手県高等学校PTA連合会
報道機関	49	株式会社岩手日報社
	50	朝日新聞盛岡総局
	51	読売新聞盛岡支局
	52	河北新報社盛岡総局
	53	日本経済新聞社盛岡支局
	54	一般社団法人共同通信社盛岡支局
	55	デーリー東北新聞社盛岡支局
	56	毎日新聞盛岡支局
	57	日本放送協会盛岡放送局
	58	株式会社IBC岩手放送
	59	株式会社テレビ岩手
	60	株式会社エフエム岩手
	61	株式会社岩手朝日テレビ
	62	株式会社岩手めんこいテレビ
行政機関等	63	環境省東北地方環境事務所
	64	岩手県市長会
	65	岩手県町村会
	66	盛岡市（※）
	67	宮古市
	68	大船渡市
	69	花巻市
	70	北上市
	71	久慈市（※）
	72	遠野市
	73	一関市
	74	陸前高田市
	75	釜石市（※）
	76	二戸市
	77	八幡平市

温暖化防止いわて県民会議 構成団体等一覧【101団体・機関】

令和6年6月3日現在

区 分	No.	団 体 ・ 機 関 名
行政機関等	78	奥州市（※）
	79	滝沢市
	80	雫石町
	81	葛巻町
	82	岩手町
	83	紫波町（※）
	84	矢巾町
	85	西和賀町
	86	金ヶ崎町
	87	平泉町
	88	住田町
	89	大槌町
	90	山田町
	91	岩泉町
	92	田野畑村
	93	普代村
	94	軽米町
	95	野田村
	96	九戸村
	97	洋野町
	98	一戸町
99	岩手県地球温暖化防止活動推進センター	
100	岩手県教育委員会	
101	岩手県	

※市町村は全市町村が参加しているが、総会には各地域の代表として5市町村に参加いただいているもの。